

銃猟・わな猟マイスター育成事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、銃猟・わな猟マイスター育成事業（以下「事業」という。）を委託して実施するにあたり、事業を適正かつ円滑に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

近年の野生鳥獣の農作物被害が増加傾向にある。銃猟担い手については、継続して新規従事者の確保を図るとともに、現場で指導者となる技術・経験を有する熟練ハンターを育成し、効果的・継続的な鳥獣対策の狩猟者確保・育成を図る必要がある。

第3 実施の方法

事業の実施にあたっては、委託業務とし、地域振興局又は広域本部（熊本市は自然保護課）（以下、「地域振興局等」という。）は、所管する市町村の鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）に対し、次の業務内容を委託する。

1 銃猟若手・中堅指導者育成事業

（1）射撃技術向上研修

銃所持許可取得後概ね10年以内の銃猟者または、指導者となりうる中堅ハンターあるいはその両者を対象に、射撃場において地元熟練銃猟者の指導のもと、銃の知識や取扱い、射撃姿勢等の技術向上研修を実施する。

（2）舟上射撃技術向上研修

鳥類の捕獲に必要となる舟上射撃の技術を習得するため、舟上捕獲経験が概ね10年以内の銃猟者または、指導者となりうる中堅ハンター、あるいはその両者を対象に、地元熟練銃猟者の指導のもと、発砲ポイントの選定・移動や舟上での射撃姿勢等の技術習得研修を実施する。

2 鳥類捕獲実践支援事業

鳥類の動作に対応した確実な捕獲技術の習得を核とした、現場での射撃の基本を習得するための研修を実施する。

第4 委託手続き

地域振興局等は、予め協議会と受講者の対象条件等を確認したうえで、協議会に対し、見積書の提出を依頼する。見積書提出の依頼を受けた協議会は、地域振興局等が定めた期限までに見積書を提出する。

第5 契約の締結

地域振興局等は、前条の書類を受理し、審査のうえ適当と認めたときは、協議会と業務委託に関する契約を締結するものとする。

第6 事業着手

協議会は、業務の実施に着手したときは、着手届（第1号様式）を地域振興局等に提出するものとする。

第7 指示及び指導

地域振興局等は、当該事業の円滑な推進を期するため、協議会に対して必要に応じて指示及び指導を行うものとする。

第8 流用の禁止

委託料の支払いを受けた協議会は、同委託料を当該事業以外の経費に流用してはならない。

第9 完了報告

協議会は、当該事業を完了した場合は、地域振興局等に対し、次に掲げる書類を添えて速やかに完了報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

(1) 事業実績書（第3号様式）

(2) 研修等写真

2 地域振興局等は、前項の完了報告書の提出があった場合には、事業内容等の適否について完了検査を行うとともに、その結果を環境生活部長に報告しなければならない。

第10 契約の解除及び委託料の返還

地域振興局等は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委託契約を解除し、又はすでに支払った委託料がある場合は、その全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

(1) 第7の規定による指示及び指導に従わなかったとき。

(2) 第8の規定に違反したとき。

(3) 委託事業の完了の見込みがないとき。

(附則)

この要領は、令和7年（2025年）5月12日から施行し、令和7年（2025年）5月12日から適用する。